

国不入企第33号  
令和6年12月16日

各省庁会計課長等 へ

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針  
の変更について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針は、令和6年12月13日に閣議決定により変更されたところです（別添の関係資料を参照。）が、貴職におかれては、この趣旨が徹底されるよう、貴管下発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底方をお願いします。